訓子府町水道事業経営戦略策定

令和3年3月

訓子府町上下水道課

目 次

第1章	策定の趣旨	. 1
1. 1	「経営戦略」策定にあたって	. 1
1. 2	水道事業を巡る最近の動向	2
1. 3	計画期間	2
第2章	訓子府町の水道事業	3
2. 1	訓子府町水道事業の沿革	3
2. 2	水道施設の位置	4
2. 3	事業の現況	5
第 3 章	水道事業の現状と課題	9
3. 1	行政区域内人口と給水人口	9
3. 2	有収水量(料金収入)	10
3. 3	水道施設の老朽化	11
3. 4	組織	13
3. 5	これまでの取り組み	13
3. 6	経営比較分析	15
第 4 章	水道事業の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4. 1	「訓子府町新水道ビジョン」と「訓子府町水道事業経営戦略」	27
4. 2	水道事業の目標	28
第 5 章	財政収支の見通し	29
5. 1	投資·財政計画(収支計画)	29
5. 2	投資・財政計画(収支計画)の策定について	29
5. 3	投資・財政計画(収支計画)の今後の検討予定の取り組み	32
第6章	経営戦略の事後検証	36
6. 1	事後検証	36
6. 2	検証方法	37

第1章 策定の趣旨

1.1 「経営戦略」策定にあたって

現在、水道・簡易水道事業をはじめとする公営企業は、高度経済成長期以降に整備された社会資本が一斉に老朽化・更新時期を迎えつつあり、人口減少に伴う料金収入の減少や担当職員の減少により経営環境の悪化が懸念されています。とりわけ北海道においては一部大都市を除く大部分の自治体において人口減少が深刻化しており、今後、どうやって地域住民のライフラインを確保していくのか喫緊の課題となっています。

こうした状況下で、総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財務局通知)において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体に要請したところであります。

総務省の指針として、「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定様式」が示されており、「投資・財政計画」において、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画(投資試算)と、財源の見通しを試算した計画(財源試算)を構成要素として、投資以外の経費を含め、収入と収支が均衡するような収支計画が求められています。

今後、給水収益の減少や老朽化資産の更新費用など様々な財政的な課題に直面し、 水道事業は益々事業運営が難しい状況になり、中長期的な対策が必要となっています。

また、「経営戦略」策定の目的は、今後の投資と財政の収支ギャップ解消のために施設統合、広域化及び料金改定等の具体的施策を明確にした経営の「見える化」を図ることとされています。

なお、訓子府町は令和2年3月に「訓子府町水道事業アセットマネジメント」及び「訓子府町新水道ビジョン」を策定済みです。

1.2 水道事業を巡る最近の動向

令和2年「訓子府町新水道ビジョン」において、近年の水道事業を取り巻く環境要因の変化を外部及び内部環境に大別し、水道事業の課題を整理すると**表 1-1** のとおりとなります。

表 1-1 水道事業の課題

	環	境要因と現状	水道事業の課題	優先すべき基盤強化方策
		人口減少⇒市街地空洞化	・料金収入の減少	•経費回収率、経営基盤確保
	社会環境	·水需要構造変化·節水意識	•施設利用率低下	・主要施設の統廃合
外部環境		•環境保全、省エネ意識拡大	・省エネ運転	・更新時スペックダウン
	白然理培	•水源水質低下、渇水対策要	•監視•計装設備	・将来的な良好な水源に統合
	自然環境 •災害対策		•長期停電等対策	•自家発電設備整備
		・ 浄水場等主要施設の老朽化	•水供給安定性低下	・将来的に主要施設の統廃合
	施設	・水道管路の老朽化	•老朽化更新対策要	・アセットマネジメント
内部環境	旭仪	・配水系等4か所に分散し、 施設の老朽化と利用率低下	・各施設の水需要量 とのアンバランス	・主要施設のダウンサイジングと 統廃合
門即果児		・ 簡易水道統合し水道事業運営	•有収率低下	•将来、広域連携可能性検討
	組織•	・職員数の減少	•維持管理困難	・将来的に主要施設の統廃合
	体制	外部委託増⇒技術継承困難	・監視・制御見直し	・上下水道一体の官民連携検討
		·財源確保	・投資財政バランス	•投資•財政計画検討

今回の「経営戦略」策定にあたっては、内部環境のうち体制 (ソフト) の整備が重要として、近年、財政基盤強化のための広域化、官民連携導入の可能性を検討することが総務省より求められるようになってきています。

1.3 計画期間

経営戦略の計画期間は、2021年(令和3年)から2030年(令和12年)までの10年間とします。

第2章 訓子府町の水道事業

2.1 訓子府町水道事業の沿革

訓子府町水道事業は、簡易水道事業として 1954 年 (昭和 29 年) に創設され、2 度の拡張を経て、1984 年 (昭和 59 年) に柏丘地区、豊坂地区と福野・弥生地区営農用水の区域を加えて一体化を図り上水道事業を創設しました。

上水道事業として、2度の拡張を行ってきましたが、訓子府町行政区域内人口の減少と共に、給水人口の減少により、2018年(平成30年)に簡易水道事業へ移行し現在に至っています。

表 2-1 に、水道事業の沿革を示します。

表 2-1 水道事業の沿革

		認可		計画	
名称、目的	年月日	番号	給水人口	一人一日 最大給水量	一日最大 給水量
簡易水道 創設	昭和 29.11.30	29 河第 2063 号	3,500 人	150 0/人/日	525 m³/日
第1次拡張	昭和 49. 10. 23	衛施第 103 号	4,500人	407 0/人/日	1,832 m³/日
第2次拡張	昭和 55. 10. 15	衛施第 123 号	4,800人	382 0/人/日	1,832 m³/日
上水道創設	昭和 59. 8. 21	衛施第 26 号	7,000人	400 0/人/日	2,800 m³/日
拡張	平成 9. 4. 21	環整第 2-37 号	6,300人	496 0/人/日	3, 125 ㎡/日
拡張	平成 15. 3. 31	環保第 2-13 号	6,350人	492 0/人/日	3, 125 m³/日
変更	平成 18. 4. 3	環保第 33-17 号	6,350人	492 0/人/日	3, 125 m³/日
簡易水道へ 移行	平成 30. 6. 29	環境第 401 号	4,920人	630 0/人/日	3,100 m³/日

2.2 水道施設の位置

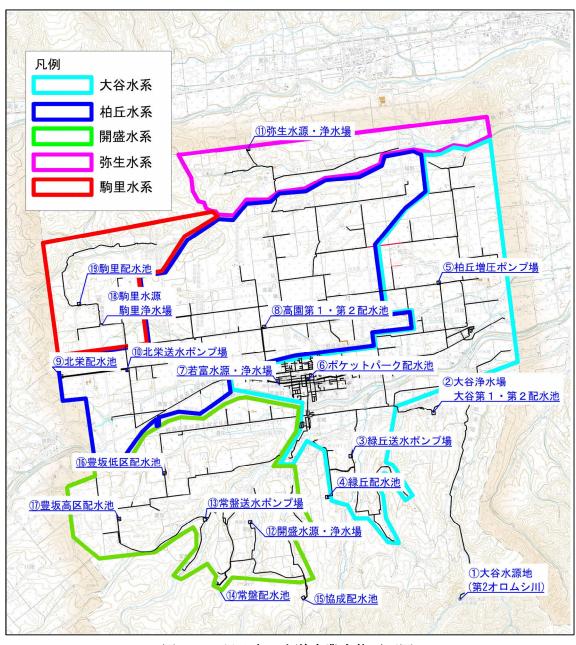


図 2-1 訓子府町水道事業全体平面図

2.3 事業の現況

(1) 給水

表 2-2 給水の状況

供用開始年月日	昭和29年11月30日	計画給水人口	3,500 人
直近認可年月日	平成30年6月29日	計画給水人口	4,920 人

令和2年3月31日現在

法適・非適の区分	法適用	現在給水人口	4,697 人
石圃 升圃 70万	昭和59年8月21日	有収水量密度※	0.061 千㎡/ha

[※]有収水量密度(千㎡/ha)=有収水量(㎡/年)÷給水区域面積(ha)

(2) 施設の概要

訓子府町水道事業施設の創設期は昭和 29 年でありますが、主要施設は第 1 次拡張 (昭和 49 年) 以降に整備された施設となっています。主要施設の施工年度は表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 主要施設の竣工年度

水系	施設名	施工年度 (和曆)	経過年数	事業名等
	大谷水源地	1974年 (S49)	46年	S49訓子府町簡易水道拡張工事
	大谷第1配水池	1974年 (S49)	46年	S49訓子府町簡易水道拡張工事
大谷水系	大谷第2配水池	1998年(日10)	22年	H10大谷浄水場建設工事
	大谷浄水場	1998年(出10)	22年	H10大谷浄水場建設工事
大谷水系	緑丘送水ポンプ場	(和暦)	H18畑総(支援:一般)訓子府南部地区	
	緑丘配水池	2006年(出18)	14年	H18畑総(支援:一般)訓子府南部地区
	柏丘増圧ポンプ場	1990年 (H02)	30年	H02柏丘水系配水施設整備工事
	柏工増圧ホンノ場	2003年(H15)	17年	H15柏丘増圧ポンプ貯水槽設置工事
	ポケットパーク配水池	2000年(H12)	20年	H12ポケットパーク配水池建設工事
	若富水源・浄水場	1980年 (S55)	40年	S55柏丘簡易水道事業拡張工事
	高園第1配水池	1980年 (S55)	40年	S55柏丘簡易水道事業拡張工事
	高園第2配水池	1971年 (S46)	49年	S45道営営農用水事業
柏丘水系	北栄配水池	1998年(日10)	22年	H10道営担い手畑総事業西部地区
		1983年 (S58)	37年	S58柏丘簡水西富地区拡張工事
	北栄送水ポンプ場	1998年(日10)	22年	H10道営担い手畑総事業西部地区
		2002年(H14)	18年	H13(担い手育成) 事業西部地区
弥生水系	弥生水源・浄水場	1982年 (S57)	38年	857農村総合整備モデル事業

経過年数は2020年度末

水系	施設名	施工年度 (和曆)	経過年数	事業名等
	開盛第1水源・浄水場	1995年(H07)	25年	H07道営畑総訓子府南地区
	開盛第2水源	2016年(H28)	4年	H28開盛水源井戸新設工事
	常盤送水ポンプ場	2010年(H22)	10年	H22代替水源施設整備事業
開盛水系	常盤配水池	1994年 (H06)	26年	H06道営畑総訓子府南地区
	協成配水池	1995年 (H07)	25年	H07道営畑総訓子府南地区
	豊坂高区配水池	1972年 (S47)	48年	S47豊坂地区道営営農用水事業
	豊坂低区配水池	1980年 (S55)	40年	S55豊坂簡易水道事業拡張事業
	駒里水源	1968年 (S43)	52年	
駒里水系	駒里浄水場	1990年 (H02)	30年	農村総合整備モデル事業
	駒里配水池	1989年(H01)	31年	H01豊田高台地区1工区
その他	役場監視施設	2001年(出3)	19年	H13水道施設集中監視システム整備工事

経過年数は2020年度末

(3) 水道料金

① 現行の料金体系(税抜き)

現行の水道料金は、消費税抜きで一般用と臨時用の用途に区分した 1 か月あたりの料金は表 2-4、図 2-2 のとおりとなっています。

税抜き水道料金は、平成 21 年度以降改定を行っていません。また平成 11 年度以降 においても、大幅な料金改定を行っていません。

表 2-4 料金体系(税抜き)

1か月につき

							か月にフさ			
区分	≪基本	料金》		≪従量料	斗金≫ (1㎡に	こつき)				
凸分	口径	料金	1∼5 m³	6∼10 m³	11∼30 m³	31~50m³	51㎡以上			
	13mm	1,200 円								
	20mm	1,600 円								
	25mm	2,100 円	130 円							
一般用	30mm	2,600 円		150円 170円 180円	20 M 150 M 170 M 180 M	Ш 170 Ш 190 Ш	150 🖽 170 🖽 180 🖽	170 ⊞	170 □ 190 □	170 Ⅲ 100 Ⅲ
一加又用	40mm	3,600 円	130 円		170 []	180円	100 1	170 1 100 1	100 🗂	
	50mm	7,000 円								
	75mm	11,700 円								
	100mm	23,300 円								
吃	使用者等が 設置した給 水装置設置	一般用の口径 区分と同額	3)	200 [II]						
	町長が臨時 給水を行う 給水装置	2, 100 円	1 m³につき 280 円							

税抜き

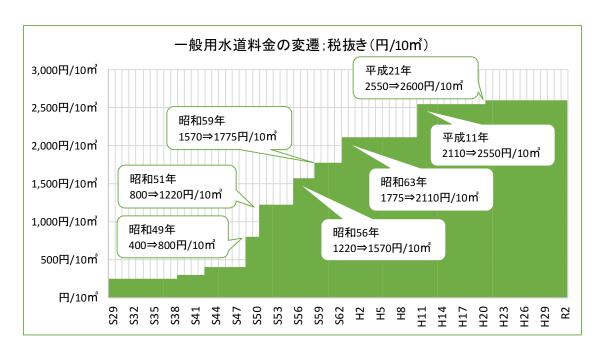


図 2-2 一般用水道料金の変遷(税抜き)

② 現行の料金体系(税込み)

現行の水道料金は、外税で設定しており、令和元年 10 月 1 日の消費税が 8%から 10%への改正に伴い、一般用と臨時用の用途に区分した 1 か月あたり税込みの料金は 表 2-5、図 2-3 のとおりです。

表 2-5 料金体系(税込み)

1か月につき

マハ マハ	《基本	料金》		≪従量料	斗金≫ (1㎡に	こつき)	
区分	口径	料金	1∼5 m³	6∼10 m³	11∼30 m³	31∼50 m³	51㎡以上
	13mm	1,320 円					
	20mm	1,760 円					
	25mm	2,310 円					
一般用	30mm	2,860 円	143 円	165 円	187 円	198 円	203.5 円
加又/门	40mm	3,960 円	145 🗀	100 🗀	101 🗇	190 🗀	203.5 🗇
	50mm	7,700 円					
	75mm	12,870 円					
	100mm	25,630 円					
吃吐田	使用者等が 設置した給 水装置設置	一般用の口径 区分と同額	3)	200 III			
臨時用	町長が臨時 給水を行う 給水装置	2,310 円	1 m³につき	308 円			
税率見直	[し年月日 令和	n元年10月1日				税	込み(10%)

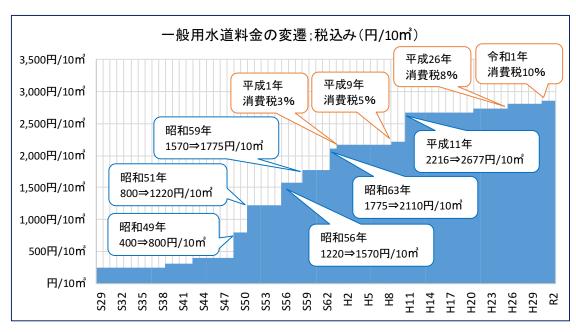


図 2-3 一般用水道料金の変遷(税込み)

③ 水道料金の変遷

水道料金の変遷は、創設以来 14 度の料金改定を行っている。その内一般用は、消費税率変更に伴う料金改定を含んだ変遷は表 2-6 のとおりとなっています。

表 2-6 一般用水道料金の変遷

	改定日	基本料	斗金	従量料金	(1 m³ に	つき)	円/10㎡ 税込み	UP率 税込み	円/10㎡ 税抜き	UP率 税抜き
1	昭和29年12月	10 m³まで	250円		20円	250円	250円		250円	
2	昭和39年4月1日	10 m³まで	300円		30円	300円	300円	20.0%	300円	20.0%
3	昭和43年4月1日	10 m³まで	400円		35円	400円	400円	33.3%	400円	33.3%
4	昭和49年3月	口径13mm	380円	8㎡まで	40円	320円				
				30 m³まで	50円	100円	800円	100.0%	800円	100.0%
5	昭和51年3月	口径13mm	580円	8㎡まで	60円	480円				
				30㎡まで	80円	160円	1,220円	52.5%	1,220円	52.5%
6	昭和56年3月	口径13mm	770円	5㎡まで	70円	350円				
				10 m³まで	90円	450円	1,570円	28. 7%	1,570円	28.7%
7	昭和59年4月1日	口径13mm	800円	5㎡まで	90円	450円				
				10㎡まで	105円	525円	1,775円	13.1%	1,775円	13.1%
8	昭和63年4月1日	口径13mm	1,010円	5㎡まで	100円	500円				
				10 m³まで	120円	600円	2,110円	18.9%	2,110円	18.9%
9	平成1年4月1日	口径13mm	1,040円	5㎡まで	103円	515円				
	消費税3%外税			10 m³まで	124円	618円	2,173円	3.0%	2,110円	0.0%
10	平成9年4月1日	口径13mm	1,061円	5㎡まで	105円	525円				
	消費税5%外税			10 m³まで	126円	630円	2,216円	1.9%	2,110円	0.0%
11	平成11年4月1日	口径13mm	1,260円	5 m³まで :	131.25円	656円				
	消費税5%外税			10 m³まで :	152.25円	761円	2,677円	20.8%	2,550円	20.9%
12	平成21年4月1日	口径13mm	1,260円	5㎡まで	136.5円	683円				
	消費税5%内税			10 m³まで	157.5円	788円	2,730円	2.0%	2,600円	2.0%
13	平成26年4月1日	口径13mm	1,296円	5㎡まで	140.4円	702円				
	消費税8%外税			10 m³まで	162.0円	810円	2,808円	2.9%	2,600円	0.0%
14	令和1年10月1日	口径13mm	1,320円	5㎡まで	143.0円	715円				
	消費税10%外税			10 m³まで	165.0円	825円	2,860円	1.9%	2,600円	0.0%

第3章 水道事業の現状と課題

3.1 行政区域内人口と給水人口

訓子府町の行政区域内人口は、1940年(昭和15年)から急増し、1955年(昭和30年)には10,903人をピークに、その後、高度経済成長期に伴う都市部への人口流出等により急減、1975年(昭和50年)以降は、減少率はやや鈍化しましたが、現在まで人口減少が続き、2015年(平成27年)に5,221人となっています。

将来において行政区域内人口の減少とともに、給水人口も減少することになります。 給水人口は 2015 年(平成 27 年)には 5,017 人、2030 年(令和 12 年)には 4,230 人の 見通しであります。図 3-1 参照

将来行政区域内人口及び給水人口は、2018年(平成30年)の訓子府町水道事業変更 認可申請書を引用しています。

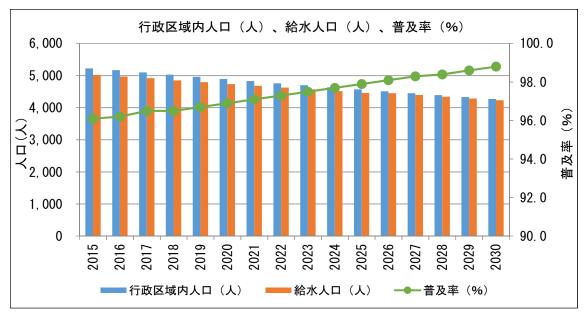


図 3-1 行政区域内人口及び給水人口

3.2 有収水量(料金収入)

有収水量は、給水人口減少と共に減少傾向が見込まれ、同時に料金収入が減少する ことになります。

有収水量は2015年(平成27年)609千㎡/年が2030年(令和12年)には、534千㎡/年へ減少する見通しであります。また料金収入も同時に、2015年(平成27年)138百万円/年が2030年(令和12年)には、120百万円/年へ減少する見通しであります。図3-2参照

将来有収水量は、2018年(平成30年)の訓子府町水道事業変更認可申請書を引用 しています。

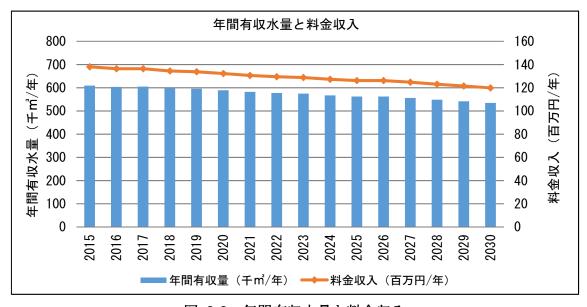


図 3-2 年間有収水量と料金収入

3.3 水道施設の老朽化

(1) 構築物及び設備

構造物及び設備の資産額は15億7千万円。表3-1の区分で示す健全度は、図3-3に示すとおりであり、2021年(令和3年)時点で24%が老朽化資産となっております。20年後の2041年(令和23年)には、老朽化資産は50%を超える状況にあります。

名称区分健全資産経過年数が法定耐用年数以内の資産経年化資産経過年数が法定耐用年数の1.0~1.5倍の資産老朽化資産経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産

表 3-1 構造物及び設備の健全度の区分

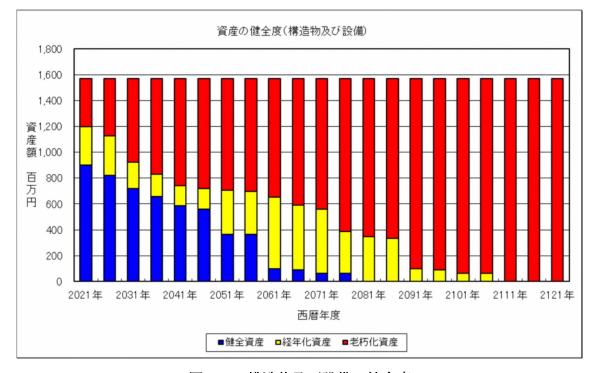


図 3-3 構造物及び設備の健全度

(2) 管路施設の老朽化

管路の布設年度別延長は**図 3-4** のとおりであります。**表 3-2 の**区分で示す管路の健全度は、**図 3-5 の**とおりであり、2021 年(令和 3 年)時点で、老朽化資産 0%、経年化資産が 39%となっております。

30年後の2051年(令和33年)には老朽化資産が50%を超える状況にあります。

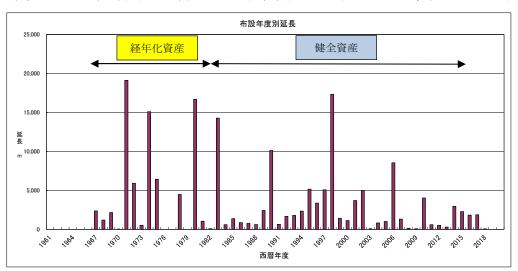


図 3-4 管路の布設年度別延長 表 3-2 管路の健全度の区分

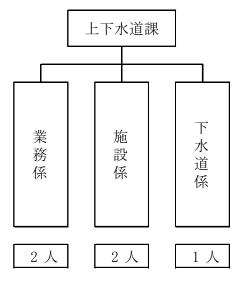
名	称	区分
健全	資産	経過年数が法定耐用年数以内の管路延長
経年化	匕資産	経過年数が法定耐用年数の1.0~1.5倍の管路延長
老朽化	匕資産	経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた管路延長



図 3-5 管路の健全度

3.4 組織

2020年(令和2年)現在、訓子府町では、現在、水道事業に関わる所属職員は4人となっています。水道事業を維持していくためには、日々の未収金対策、給水停止等の事務執行の対応、水道会計などの事務・経理職員、浄水場を運転管理する水質、機械、電気等の知識を有する技術職員が必要であり、人材確保対策は喫緊の課題です。



- ■業務係: 水道事業の企画・運営・総合調整、出納会計事務、水道料金
- ■施設係:水道用水の供給、水道施設の統計・維持・管理
- ■下水道係:下水道事業の企画・運営・工事、施設の維持

管理、水洗化の普及、受益者分担金、下水道使用料

3.5 これまでの取り組み

3.5.1 施設統合·広域化

簡易水道事業や営農飲雑用水の施設統合を数回にわたり行ってきました。

近隣市町村との研修会において協議を行っているところですが、広域化に向けたハード統合等については、地理的な制約や事業規模等から具体的な検討には至っておりません。

3.5.2 組織編制

本町では、平成19年3月策定の第4次訓子府町行政改革大綱に基づき、訓子府町総合計画において、効率的で効果的な行政運営の体制の確立、組織体制の見直しや事務事業の効率化に取り組んでいます。

水道事業・下水道事業については、下水道係が建設課から分離して水道課に統合され、平成22年4月1日から水道事業と下水道事業を一体的に取り組む上下水道課となり、現在、上下水道職員として、管理職、兼務職員を含む6名体制となっています。

3.5.3 民間活用

本町簡易水道施設の保守点検については、浄水場の維持管理を業務委託により巡回 委託を実施しています。更なる民間活用は今後の検討課題となっています。

3.5.4 資産活用

本町簡易水道事業は、水源は湧水と地下水で賄われ、水源が点在し、常呂川と訓子 府川を挟んだ両側は起伏に富んだ地形にあります。水道に関し余分な土地・施設はあ りません。

小水力発電は、取水、送水、配水ポンプで揚水しているものも多く地形上、エネルギー利用についても検討していません。

3.6 経営比較分析

3.6.1 訓子府町および類似団体との経営状況比較

訓子府町水道事業の経営状況を把握するために、「経営比較分析表」を用いて近隣水道事業体、全国類似および全国平均との比較を行うと以下のとおりです。

当町の水道事業は法適用であり、類似団体区分は平成30年より簡易水道事業としてC3に分類されていますが、平成29年以前は上水道事業としてA8及びA9に分類されています。経営の健全性を表す指標については8項目、施設の老朽化状況を表す指標については3項目について整理・比較を行っています。「経営比較分析表」では全国類似団体平均および全国平均が示され、比較が可能となっています。

近隣水道事業体と平成30年度の経営状況を比較すると表3-3に示すとおりとなります。ただし、訓子府町、津別町は簡易水道(法適用)で事業規模によりC3に分類され、置戸町は簡易水道(法非適用)でD3に分類されています。

訓子府町は経営の健全性・効率性を表す指標のうち①、②、⑤、⑥、⑦で良好な結果 を示しています。

				1	.経営の健全	と性・効率(生			2.			
類型 水道事業 簡易水道	(人)	>*(@)#E113	欠損金	③流動比率	④企業債残高対給水収益比率(%)	⑤料金回 収率 (%)	⑥給水 原価 (円)	⑦施設利 用率 (%)	⑧有収率 (%)	●有形固定資産減価償却率(%)	❷管路 経年 化率 (%)	③ 管路更 新率 (%)	備考
訓子府町	4,788	122.72	0.00	854.81	480.22	113.26	201.65	71.36	72.93	56.54	33.72	1.24	C3
津別町	4,346	119.65	0.00	1110.93	470.47	93.24	211.81	51.06	57.46	51.68	81.50	1.91	C3
置戸町	2,647	66.69	_		4162.00	49.55	394.25	55.60	50.97	_	_	2.71	D3

表 3-3 近隣水道事業体との比較

※①経常収比率は、訓子府町、津別町、②収益的収比率は、置戸町。

更に、簡易水道で同じような規模である全国の類似団体C3の平均値と全国平均を 比較するためレーダーチャート化すると図3-6に示すとおりです。③流動比率が最も 高いという特徴を示し、④企業債残高対給水収益比率は類似団体平均値と比べ、極め

て低いことも特徴的です。ただし、図化に当たっては実数値に対して③、④、⑥は 1/10を乗じています。

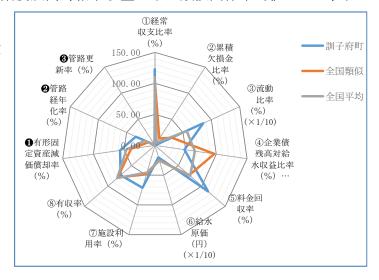


図 3-6 経営比較分析

3.6.2 訓子府町簡易水道事業の経営状況

ここでは、訓子府町簡易水道事業の経年的な経営状況を把握するため、平成 25 年度 から令和元年度までの「経営比較分析表」を用い、訓子府町の直近7年間の経営状況 を整理しました。また、道内類似団体平均値との比較を行うため入手可能な平成26年 度から平成30年度までの独自集計値も併せて掲示しました。

(1) 経営の健全性・効率性と(2) 施設の老朽化状況に関する各指標について、訓子府 町の状況を検討すると図 3-7~3-17 に示すとおりです。

(1) 経営の健全性・効率性

【①経常収支比率】

法適用事業に用いる経常収支比率は次式で表され、単年度の収支が黒字であること を示す 100%以上であることが必要とされています。ただし、100%未満であっても経 年で比較した場合に右肩上がりであれば改善傾向であると考えられ、取組が成果を上 げていると考えられます。

①経常収支比率(%):経常収益/経常費用×100

訓子府町の当指標は、増減を繰り返すものの100%以上で推移しており、全国および 道内類似団体平均値と比べても高い値を示すことが多く、経営の健全性を示していま す。

R1全国平均 ■訓子府町 ◆ 全国類似団体平均 [102.72] 130.00 125.00 120.00 115.00 110.00 105.00 100.00 95.00 90.00 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 年度 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 122.72 訓子府町 121.93 113, 49 125, 67 112.05 120.50 121.71 全国類似 105, 53 107, 20 106.62 114.74 104.85 109.77 105.45 団体平均 道内類似 119. 87 104. 80 124. 24 120. 49 112. 17 団体平均

①経常収支比率(%)

※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-7 経常収支比率

【②累積欠損金比率(%)】

営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標であり、次式で表されます。累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められており、プラスを示している場合は経営の健全性に課題があるとされています。

②累積欠損金比率 (%): 当年度未処理欠損金/(営業収益-受託工事費)×100 訓子府町の当指標は0%を示し、経営の健全性を示しています。

②累積欠損金比率(%) R1全国平均 ■ 訓子府町 ——全国類似団体平均 [28.47] 35.00 30.00 25.00 20.00 15.00 10.00 5.00 0.00 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019

年度 H25 H30 H26 H27 H28 H29 R1 訓子府町 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 全国類似 28.31 27. 19 27.52 13.46 12.59 4.96 29.38団体平均

道内類似 34.58 34.58 团体平均

※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

8.59

15. 24

図 3-8 累積欠損比率

0.00

【③流動比率(%)】

短期的な債務に対する支払い能力を表す指標であり、次式で表されます。1年以内に 支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があることを示す 100%以上であ ることが必要とされています。

③流動比率(%):流動資產/流動負債×100

訓子府町の当指標は 100%を大きく上回っており、全国および道内類似団体平均値 と比べても高い水準で推移しています。



※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-9 流動比率

【④企業債残高対給水収益的収支比率】

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表しています。法 適用事業では次式で表されますが、明確な数値基準はないとされています。

④企業債残高対給水収益比率(%):企業債現在高合計/給水収益×100 訓子府町の当指標は横ばい状況であり、全国類似団体平均値と比べると低い値を示 し、給水収益に対し企業債残高率が少ないことが分かります。

④企業債残高対給水収益比率(%) R1全国平均 ■訓子府町 ◆ 全国類似団体平均 [989.92] 800.00 700.00 600.00 500.00 400.00 300.00 200.00 100.00 0.00 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 年度 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 訓子府町 481.62 473.11 465.58 457.45 449. 20 480.22 501.24 全国類似 498.27 496.76 487. 22 516.34 651.90 485.75 698.55 団体平均 道内類似 512. 44 511. 38 304. 02 450. 52 543. 31 団体平均

※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-10 企業債残高対給水収益的収支比率

【⑤料金回収率(%)】

給水に係わる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表しており、料金水準等を 評価することが可能です。

⑤料金回収率(%):供給単価/給水原価×100

訓子府町の当指標は 100%を上回り、全国および道内類似団体平均値と比べても高い水準で推移しています。料金回収率が 100%を上回っていることから、経営に必要な経費を料金で賄うことができている状況にあります。



※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-11 料金回収率

【⑥給水原価(円)】

有収水量1m³あたりについて、どれだけ費用がかかっているかを表す指標であり、 次式で表されます。

⑥給水原価(円):(総費用-受託工事費+地方債償還金(繰上償還分除く))/年間総 有収水量

訓子府町の当指標は、横ばい状態がおり、全国および道内類似団体平均値と比べる とやや低い水準となっています。



※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-12 給水原価

【⑦施設利用率(%)】

当指標は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や 適性規模を判断する指標である。明確な数値基準はないとされているが、高い数値で あることが望ましいとされています。

⑦施設利用率(%):一日平均配水量/一日配水能力×100

訓子府町の当指標は一時減少しましたが、施設の統廃合により直近ではやや増加しました。今後は給水量減少に伴い施設利用率は減少が見込まれます。



※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-13 施設利用率

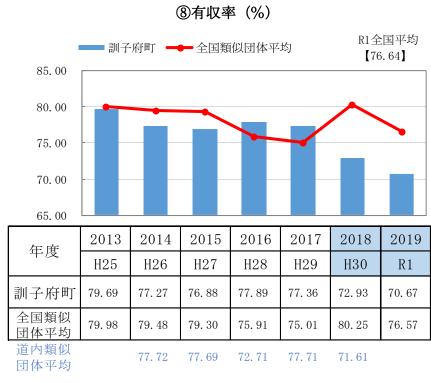
【⑧有収率(%)】

当指標は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標であり、次式で表されます。

⑧有収率(%):年間総有収水量/年間総配水量×100

訓子府町の当指標は減少傾向が見られ、全国類似団体平均値と比較すると本町の水準は下回っています。その要因には、配水本管や給水管等の老朽化に伴う漏水が考えられます。

将来に向けて「安心な供給」を図るため、経年菅や老朽管の計画的な更新を進めていきます。



※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-14 有収率

(2) 老朽化の状況

【❶有形固定資産減価償却率(%)】

当指標は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを 表す指標であり、資産の老朽化度を示しています。明確な数値基準はありませんが、 数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、次式で表されます。

●有形固定資産減価償却率(%):有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち 償却対象資産の帳簿原価×100

訓子府町の当指標は横ばい傾向が続いており、全国および道内類似団体平均値と比較しても高い水準で推移しています。資産の老朽化が進行しており、計画的・効率的な更新対策が必要となり始めています。

●有形固定資産減価償却率(%)

R1全国平均 ■訓子府町 ——全国類似団体平均 [40.79] 60.00 50.00 40.00 30.00 20.00 10.00 0.00 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 年度 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 訓子府町 55. 16 55.77 56.40 56.41 56.98 56.54 56.41 全国類似 36.43 46.12 47.44 52.40 51.89 46.28 49.34 団体平均 道内類似 47.12 47.72 56.69 51.32 45.67 団体平均

※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-15 有形固定資産減価償却率

【❷管路経年化率(%)】

当指標は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標であり、管路の老朽化 度合を示しています。明確な数値基準はありませんが、数値が高い場合は法定耐用年 数を経過した管路を多く保有していることになり、管路更新の必要性を示しています。

②管路経年化率(%):法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長×100 訓子府町の当指標は増加傾向を示しておりましたが、近年減少傾向にあります。 しかし、まだ全国および道内類似団体平均値と比較しても高い水準で推移しています。 管路の老朽化が進行により、計画的・効率的な更新対策が必要となり始めています。



※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-16 管路経年化率

【❸管路更新率(%)】

当指標は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標であり、管路の更新ペースや状況を把握することを目的としています。

3管路更新率(%): 当該年度に更新した管路延長/管路延長×100

訓子府町の当指標は、全国および道内類似団体平均値と比較すると高い数値を示しています。ただし、今後計画的・効率的な更新を実施する必要性が高まっています。

❸管路更新率(%) R1全国平均 ■訓子府町 ——全国類似団体平均 [0.44] 1.50 1.00 0.50 0.00 2015 2019 2013 2014 2016 2017 2018 年度 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 訓子府町 0.00 1.00 1.26 0.96 1.21 1.24 1.08 全国類似 0.64 0.56 0.65 0.41 0.40 0.46 0.43 団体平均 道内類似 0.29 0.34 0.45 0.62 0.43 団体平均

※青網掛け部分(H30, R1)は簡易水道事業 C3 の分類を表す

図 3-17 管路更新率

第4章 水道事業の目標

訓子府町は令和2年3月に「訓子府町水道事業アセットマネジメント」および「訓子府町新水道ビジョン」を策定済みであります。経営戦略における水道事業の目標は、「訓子府町新水道ビジョン」との整合を図るものとします。

4.1 「訓子府町新水道ビジョン」と「訓子府町水道事業経営戦略」

訓子府町は、安全で安心な水道水を将来にわたって安定して給水するために、「訓 子府町新水道ビジョン」を令和2年に策定しました。

「訓子府町新水道ビジョン」と、「訓子府町水道事業経営戦略」の位置付けは**図** 4-1 のとおりです。

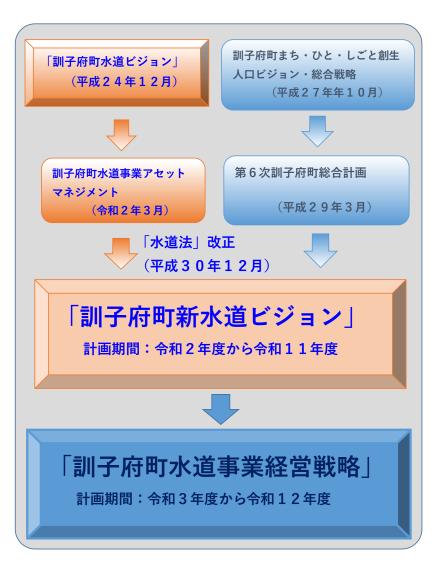


図 4-1 経営戦略の位置付け

4.2 水道事業の目標

「訓子府町新水道ビジョン」より

【水道の理想像~あるべき姿】

水道は、本来、「清浄」「豊富」「低廉」な水を安定的に供給することが求められています。自然・社会環境が変化し、時代のニーズが変わったとしても、地域住民のくらしと経済・産業を下支えするライフラインとしての水道事業の果たすべき役割は不変です。

【基本理念】

訓子府町は、これまでの「水道ビジョン」で掲げた理念と目標を引き継ぐとともにその後策定された「新水道ビジョン」に示された新たな課題・実現方策を踏まえ、基本理念は**図 4-2** に示すとおりです。

清浄な水の安定供給と持続的経営

図 4-2 訓子府町簡易水道事業の基本理念

【基本方針】

更に、その実現を目指す基本方針については、厚生労働省の「新水道ビジョン」 に示された「持続」「安全」「強靭」の3つの基本方針に基づき具体的実現方策を体 系化し、目指すべき水道事業の構築に向けた施策の推進を図って行きます。

これにより、「訓子府町新水道ビジョン」における理想像は、**図 4-3** に示すとおりです。3 つの基本方針を互いに連携しつつ、地域住民との協働で支えることが必要です。



図 4-3 訓子府町簡易水道事業の理想像

第5章 財政収支の見通し

5.1 投資・財政計画(収支計画)

投資・財政計画は別紙表 5-3 (P34)、表 5-4 (P35) のとおりです。

5.2 投資・財政計画(収支計画)の策定について

(1) 収支計画のうち投資について

本町の投資は、非常用発電装置を除き既存施設の更新計画に伴う投資が大半を示します。2021年(令和3年)から2030年(令和12年)までの10年間の更新は表5-1、図5-1のように計画しています。

工種	目的	計画期間	事業費	
構造物及び機械	老朽化施設の更新 及び耐震化	2021~24、30	118,000 千円	
導水管	基幹管路の耐震化 2023~27		495,000 千円	
非常用発電装置	用発電装置 停電時の安定供給		12,000 千円	
配水管 老朽管の更新及び 耐震化		$2021\sim23$ $2026\sim30$	830,000 千円	
計			1,455,000 千円	

表 5-1 投資計画

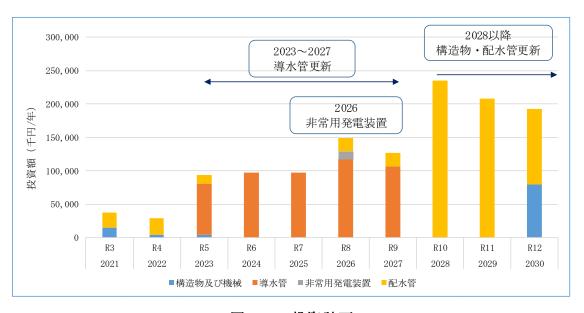


図 5-1 投資計画

なお、南西部に位置する豊坂配水池及び豊坂低区配水池は 50 年余りが経過し老 朽化が著しいため更新する計画です。

この更新計画は、道営営農用水事業で実施され国庫補助金、道補助金及び一般財源を活用し、耐震化施設として整備する計画です。

(2) 収支計画のうち財源について

今後、給水人口の減少と水需要の減少により、料金収入の減少が見込まれます。 財源は今後国庫補助金、料金収入及び企業債により収支均衡を図り、経営健全化を 目指します。

工種	目的	財源	
構造物及び機械	老朽化施設の更新 及び耐震化	川東地区配水池は道営営農用水事 業による国庫補助金 ポンプ設備等は、給水収益及び企 業債	
導水管	基幹管路の耐震化	給水収益及び簡易水道事業国庫補 助金	
自家発電装置	停電時の安定供給	給水収益及び企業債	
配水管	老朽管の更新及び 耐震化	給水収益及び一般財源	

なお、2030年(令和12年)までの収支結果は、表 5-2、図 5-2 のとおり収入が支出を下回り収支不足になりますが、資金残高を更新費用にかかる財源に活用します。

資金残高は、増える見通しですが、2028年(令和10年)以降、老朽化施設更新費用及び企業債残高が増えてくる見込みであり、同時に財政計画の見直しが必要になってきます。

表 5-2 収入、支出及び資金残高

(単位:千円)

_										\-	十一年 1 1 1 1 1 7
	区分	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	區刀	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
4	<u>双益的収入</u>	156,173	154,713	154,063	152,720	151,819	152,204	151,286	149,228	147,792	146,439
	料金収入	131,765	130,633	129,954	128,369	127,237	127,237	125,878	124,067	122,482	120,898
	その他	24,408	24,080	24,109	24,351	24,582	24,967	25,408	25,161	25,310	25,541
鲎	資本的収入	52,650	79,242	109,618	117,044	118,206	169,554	166,497	273,294	235,536	223,617
	収入計	208,823	233,955	263,681	269,764	270,025	321,758	317,783	422,522	383,328	370,056
4	双益的支出	144,566	146,641	138,904	139,736	140,619	143,348	145,341	157,532	162,468	169,413
	減価償却費	40,796	40,745	42,289	43,756	45,223	48,441	50,625	62,833	67,023	73,170
	その他	103,770	105,896	96,615	95,980	95,396	94,907	94,716	94,699	95,445	96,243
貣	資本的支出	85,023	111,993	202,549	148,269	148,782	200,687	194,729	301,737	262,496	251,041
	支出計	229,589	258,634	341,453	288,005	289,401	344,035	340,070	459,269	424,964	420,454
	収支計	-20,766	-24,679	-77,772	-18,241	-19,376	-22,277	-22,287	-36,747	-41,636	-50,398
	資金残高	485,602	496,640	464,068	486,973	509,755	536,900	565,820	602,341	635,844	665,803



図 5-2 収入、支出及び資金残高

5.3 投資・財政計画(収支計画)の今後の検討予定の取り組み

(1) 経営の効率化・健全化の取り組み

① 投資についての検討状況等

・施設・設備規模の適 正化 (ダウンサイジ ング)	配水池、管路施設の更新時には、給水量減少に伴い配水 池容量のダウンサイジング、管路施設は、配管網を見直し と口径のダウンサイジングを検討し、更新時に反映させる ものとします。
・施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後、より人口減少が進むと予想され、社会情勢の変化 を見越し、ダウンサイジングや水源施設を含む施設のスペックダウン等施設。設備の合理化を目指します。
・広域化	現時点では、近隣事業体との広域化は現実的ではありませんが、今後は多様な連携手法を模索するものです。
・災害対策について	重要給水施設管路を優先し、施設の更新時には、耐震化を配慮した施設計画とします。 長期停電時に安定給水のために、非常用発電装置が設置されていない配水ポンプ場に非常用発電装置を整備します。

② 財源についての検討状況等

項目	内容
料金	今後計画している更新計画に向け財政状況を見極め、健全な水道 資産を維持するとともに、健全経営を目指します。ただし将来にわ たり、更新費用が嵩み、給水人口の減少により料金収入が落ち込む ことから料金の値上げを検討する必要があります。
国庫補助金	更新事業は厚生労働省簡易水道事業の国庫補助金を活用し、財源 を確保します。 農業地帯は、営農用水事業により水道施設を整備し、国庫・道補 助金を活用します。

企業債	更新事業に伴い、企業債を活用し、財源確保に努めます。
その他	資金残高の活用と、繰り出し基準に基づき、資金確保を計画します。

③ 投資以外の経費についての検討状況

項目	内容
• 委託料	浄水場・ポンプ場運転管理、検針業務、水質検査を外部委託にて 実施していていますが、更なる業務委託の可能性を検討します。
・修繕費	機械電気計装設備の定期的な保守点検により、長寿命化を図るとともに、修繕費の軽減に努めます。
	管路更新は、口径 75 mm以下の更新費用を抑制し、修繕により対応することで計画しているため、将来は修繕費の上昇が見込まれます。
・動力費	水源から主配水池の大谷配水池からは自然流下で給水をしています。起伏に富んでいるため、9ヶ所の送配水ポンプ圧送により給水しており、施設の統廃合によりポンプ施設の軽減について検討します。
• 職員給与費	町の給与制度に準じて設定し、適正な給与、適正な人員配置による運営を図ります。
・その他の取 り組み	町のホームページや広報誌に、財政・経営状況、水道事業としての取り組み等公表し、広く町民の理解を得るよう説明責任を果たします。

樣式第2号(法適用企業·収益的収支)

表5-3

投資-財政計画 (収支計画)

10,400 7,153 4,814 2,513 120,898 10.436 10,436 12,232 35,817 19.181 721,549 42,073 22.668 73.170 169,413 2030 R12 123, (単位:千円, 10,400 7,153 4,814 30,220 67,023 12,508 49,768 37,427 2,513 1,369 691,590 1,088 122,482 22,437 35,817 19.181 2029 R11 7,153 4,814 30,220 62,833 4,926 47,970 35,629 9,504 16,636 2,513 22,288 12,784 35,817 658,087 9.504 19.181 52,587 1,088 124,067 2028 R10 7,153 4,814 30,220 50,625 9,476 13,059 10,400 1,369 5,945 621,566 58,669 46,328 2,513 125,878 2,873 22,535 9.476 35,817 16,636 19,181 52,587 145,341 5,945 1,088 128, 2027 R9 7,153 57,015 2,513 12,536 19.181 16,636 10,400 48,441 5,134 1,369 8,856 8.856 592,646 1,088 44.674 127,237 22.094 36,845 35,817 2026 R8 52,587 10,400 7,153 4,814 30,220 11,939 45,223 5,623 64,340 51,999 2,513 2,873 35,817 19.181 16,636 11,200 1,088 11,200 565,501 127,237 2025 R7 10,400 7,153 4,814 9,994 30,220 43,756 63,509 2,513 131,242 128,369 19.181 16,636 1,369 12,984 51,168 11,484 6,207 12.984 542,719 1,088 35,817 131.2 2024 R6 7,153 62,996 50,655 2,513 10,400 6,842 519,814 129,954 2,873 11,029 19.181 30,220 42,289 15,159 15,159 1,088 10,207 35,817 10,207 132,82 2023 R5 2,513 10,400 4,814 7,623 49,213 2,873 10.475 10,732 552,386 61,554 130,633 10,475 35,817 19.181 61,087 8,072 8.072 1,088 146,641 2022 R4 10,756 16,636 10,400 12,653 4,814 8,497 61,589 2,513 21,535 30,220 40,796 11,607 541,348 131,765 2,873 10,779 10,779 19.181 58,087 11,607 35,817 1,088 134,638 134,638 134,700 202 R3 36,590 8,246 9,329 27,339 37,154 9,558 60,584 48,243 2,513 11,362 135,156 2,385 12,653 12,653 11,032 16,901 56,276 2,230 19,456 19,457 528,730 23,723 1,088 2020 R2 5,583 3,539 58,842 46,501 2,513 24,930 36,043 50,428 29.413 510,216 12,201 16,669 10,994 37,958 1,067 134,963 12,576 29,411 1,088 2019 R1 5,677 2,845 474,966 55,564 44,572 22,970 12,145 10,616 10,565 1,198 34,818 28,183 29,735 1,542 134,493 10.631 10,631 18.481 16,337 36,987 47,321 29,733 1,474 2018 H30 (大) <u>@</u> 坩 人他 Щ 費給 費他 黄 息 他 佃 (A)—(B) × 100) 0 $(N)/(P) \times 100$ 3 <u>©</u> <u>E</u> <u>©</u> $\widehat{\Xi}$ $\overline{\mathbf{N}}$ $\hat{\mathbf{z}}$ 3 $((\Gamma)/(M) \times 100)$ (E)+(H) 良費 ₩ 坩 坩 助助 金産 삵 営業収益 一受託工事収益 (A)-(B) 地方財政法による資金不足の比率 (L)/(M) 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) 戻 (F) (G) (C)-(D) 時 麼 **権** ち建設改 닺 잒 本給の 力繕料の ₩ 닺 計 他 俄 # 賞 州 積 插 瓣 柑 坩 tu ጥ 닺 44 G 区 夞 6 6 6 太 他を 速退を 動修材を 끘 へるな辞 H 雂 듩 俳 自 金 業 咒 翔 朱 純 利 益 軍軍 ₩ 重 洒洒 驴 (1) 料 (1) 補 岷 瓣 楘 (S) (3) ~ 減 排 3 8 Ξ (5) (3) 剛 剛 尔 年 度 利 草 닺 梢 宏 닺 \prec 닺 붜 宏 ₩ 丑 斑 X 榝 宏 닺 ₩ 닺 붜

表5-4 様式第2号(法適用企業・資本的収支)

投資·財政計画 (収支計画)

7,501 10,017 8,367 1,650 19,419 37,427 27,424 8,005 10,017 単位:千円) 213,600 213,614 251,041 (単位: 千円 223,61 2,030 2030 R12 R12 7,527 8,736 7,111 1,625 20,624 8.736 35,629 26,960 226,867 262,496 1,257,034 226,800 26.960 235,53 2029 R11 <u>2</u> 23,219 7,712 17,894 5,833 12,061 27,398 46,328 28,443 9,504 255,400 17,894 255,409 5,224 28,443 1,065,863 273,294 273,294 301,73 2028 R10 R10 9,476 1,528 7,948 16,697 4,871 11,826 26,173 150,055 28,232 13,641 28,232 114,300 16,697 166,497 44.674 856,791 35,500 166,497 194,729 14,591 2027 R9 2,027 R3 8,282 22,354 4,194 18,160 31,912 169,554 13,517 9,558 22,354 148,688 51,999 31,133 17,616 31,133 787,165 38,800 108,400 169,554 200,687 2,026 2026 R8 R8 8,644 20,706 2,908 17,798 30,476 97,614 51,168 8,874 20,706 148,782 30,576 21,702 9,770 65,000 32,500 118,206 118,206 30.576 730,764 2025 R7 2,025 R7 97,614 50,655 8,874 9,994 9,022 19,544 1,450 18,094 29,538 19,544 31,225 32,500 117,044 148,269 22,351 716,832 65,000 2024 R6 2,024 R6 10,207 9,399 17,718 25,400 109,618 153,336 49,213 202,549 13,940 702,487 66,500 17,718 92,931 78,991 92,931 109,618 2,023 2023 R5 R562,745 18,042 18,042 18,042 49.248 5,704 10,475 9,792 27,047 685,200 50,000 11,200 79,242 79.242 32,751 111,993 32,751 2022 R4 2,022 **R**4 10,184 17,650 28,429 48,243 3,344 52,650 52,650 36,780 32,373 29,029 32,373 684,448 10,779 35,000 17,650 85,023 595 2,021 2021 R3 33 17,267 29,920 17,267 85,493 72,662 46,501 33,670 27,064 6,606 12,653 685 11,968 17,267 67.700 526 697,691 85,493 119,163 33.670 2,020 2020 R2 22 12,174 16,893 16,893 29,469 16,893 76,567 44,572 28,094 6,961 28,094 676,492 12,576 93,045 93,045 402 75,200 952 121,139 2019 R1 2,019 43,836 16,528 16,528 27,159 85,949 10,511 16,528 129,785 32,304 25,937 6,367 97,481 32,304 645,864 10,631 77.000 97,481 2,018 2018 H30 H30 | 2 他 会 計 出 資 金 | 3 他 会 計 補 助 金 | 4 他 会 計 補 助 金 | 5 他 会 計 值 相 金 | 5 他 会 計 值 入 金 | 6 国(都道府県)補助金 | 7 固定資產売却代金 | 8 工 事 負 担 金 | 9 そ の 他

 2.企業債償還金

 3.他会計長期借入返還金

 4.他会計への支出金

 5.その他

 うち基準内繰入金

 うち基準外繰入金

 うち基準内繰入金

 うち基準内繰入金

 音も書件解入金

 純計 (A)-(B)
 (C)

 重 設 改 良 費

 5 ち 職 員 給 与 費
 2.利益剰余金処分額 3.繰 越 エ 事 資 金 4.そ の 世 (A) (B) (F) (E)—(F) 9 $\widehat{\boldsymbol{\Pi}}$ 画 1. 損益勘定留保資 (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 会計借入金残高 廀 麼 ち資本費平準 資本的収入額が資本的支出額| 不足する額 (D)-(C) 統計 (A)-(B) 件 額 卅 選 源不足 的収支 債 O他会計繰入金 - 2 8 付い も も 尔 尔 的 **√**□ 填財 相 ₩ 宏 닼 \prec 魺 ₩ 宏 田 資 M ₩ X 補填財 魺 ₩ 宏 닺 ៷ 닺

第6章 経営戦略の事後検証

6.1 事後検証

訓子府町水道事業経営戦略の計画期間を 10 年間としました。今後老朽化施設の 更新による整備事業が主となりますが、2028 年(令和 10 年)以降、本格的に更新 計画を推進する予定です。

今後更新事業の進展に伴い、5年毎に人口減少や地域のまちづくり、居住形態の変化に応じながら、図 6-1に示すような P (計画の策定)、D (事業の実施)、C (事業の評価)、A (事業の見直し)サイクルによる事業の見直し・改善を実施するとともに、下記に示すような手順で効率的な更新事業を進めることが必要です。



図 6-1 PDCA サイクルのイメージ図

Plan (計画の策定)

更新計画の立案及び施設の統廃合、広域化への計画、施設規模の縮小(ダウンサイジング)、施設の統廃合(スペックダウン)等計画します。

Do (事業の実施)

Plan (計画の策定) に対し、事業の実施 (Do) に移ります。事業計画における事業の実施を行います。

Check (事業の評価)

Do (事業の実施)の内容は、Check (事業の評価)により改善点を見つける必要があります。計画に対する評価(更新対象、更新基準年、更新費用、事業の進捗状況等)を行います。

Action(事業の見直し)

Check(事業の評価)した内容を元に、次回以降 Do (事業の実施) がうまく機能 するように Action (事業の見直し) をする段階です。

6.2 検証方法

検証方法としては、実施状況(進捗状況)の確認、更新価格の実績値の乖離検 証等を行います。

表 6-1 検証項目

検証項目	用途
人口の減少率と料金収入	人口の減少は水道料金収入の減少に繋がります。 人口予測を下回る実績となった場合で、水 道料金収入も予測を下回る実績となった場合 は、資金調達の見直しを行います。
事業費に関する事項更新価格の差異	更新価格は、物価変動(労務費の上昇及び 諸経費の変更等)により差異が生じます。 計画時と実績により更新費用の再設定を行い ます。
更新基準	漏水事故及び機器故障頻度が増加した場合は、更新基準の見直しが必要であるため、基 準の見直しを行います。
その他事業の進捗率	計画した事業に向けての更新状況の確認を行います。
組織体制	施設更新事業を支えるための人員配置の見 直しを行います。